

第 1 章

景観計画区域

(景観法第 8 条第 2 項第 1 号)

本市は、これまで熊本市景観条例の下に、大規模建築物等届出制度や特定施設届出地区制度の施策を全市的に展開してきました。

これまでの取組を継承し、本市の良好な景観形成を進めていく必要があることから、景観計画区域は、市全域とします。



図 1-1 景観計画区域図